

亀山市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

田村町東野自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 馬場 義一

亀山市田村町7-1-1番地1-1

変更後 竹田 五十吉

亀山市田村町7-1-2番地

3 変更の年月日

平成31年3月3日

4 変更の理由

自治会長が交代したため